

# 犬狂犬病発生頭数の消長と社会的要因分析

唐仁原景昭

## 目的

昭和31年に横浜市において犬の狂犬病が駆逐されてから今年で61年の歳月が経過した。これだけ長期にわたる空白期間は人々から狂犬病に対する警戒心を失わせ、狂犬病は過去の病気であり防疫規制を緩和しても良いのではという楽観論をもたらしているといっても過言ではない。そこで、狂犬病予防法が制定される前後の発生状況を解析し、狂犬病予防法施行によりわずか7年間という短期間の内に清浄化に貢献した背景と、将来に向けての防疫対策の参考に資するため、戦中・戦後の激動期の社会的要因分析と狂犬病予防法成立過程について検証を行った。

## 方法

狂犬病予防法制定前後における犬の狂犬病発生頭数動向を調査し、特に太平洋戦争末期から最終発生までの発生頭数や飼育管理状況にどのような特徴がみられるのか、東京都内に再興した本病がどのように蔓延拡散していき、其の当時の社会的背景とどのような関係があったのか、狂犬病予防法制定の背景はどのような状況下にあったのか、終戦後占領施策下にあった連合国軍総司令部（GHQ）は狂犬病防圧に対して、どのような影響力を行使したのか、狂犬病予防法は、当時獣医師

として唯一の原田雪松国会議員が法案作成したとされているが、実際の法案骨子はどこで作成されたのか、等について各種資料を解析した。

## 結果と考察

昭和19年前年の発生頭数1頭から520頭という大流行は、最初の1頭の発生から10頭の罹患犬を生み、それらの罹患犬が潜伏期間中に都内各地へと移動した後、移動先で咬傷を繰り返し、被咬傷犬が更に連鎖するという形態を示した。その後戦後復興と共に番犬としての放し飼い飼育の流行に加え復員兵の帰農と政府による食糧増産政策により食糧事情の改善が図られた結果、残飯量の増加が野犬の繁殖活動の活性化を招き、人々はその日暮らしの生活の中からも犬との交流を深め徘徊犬の頭数は増加して行った。その黎明期にGHQの指導を発端とした農林省（現農林水産省）による狂犬病予防法の法案作成というタイミングがうまく作用して、畜犬登録と毎年の狂犬病予防接種の励行に加えて野犬、放し飼い放浪犬の捕獲の徹底を指揮する獣医師専門職である狂犬病予防員の保健所配置等が効果的に運用された結果、昭和31年狂犬病撲滅達成という素晴らしい成果を勝ち得たといえよう。また、狂犬病予防法の施行機関は厚生省（現厚生労働省）であるが法案作成

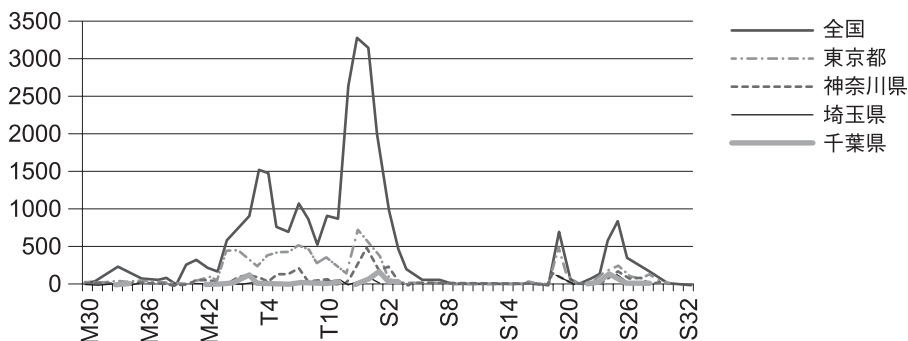


図1 明治30年から昭和32年までの狂犬病発生頭数推移

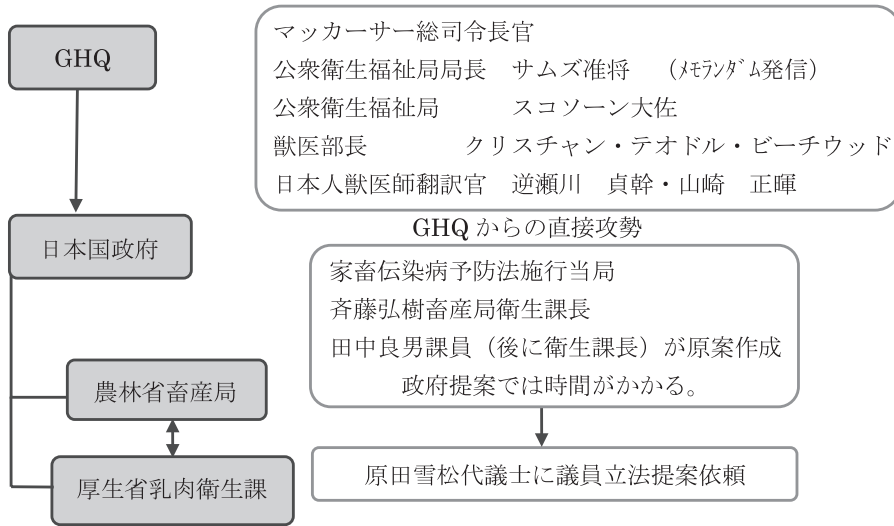


図2 狂犬病予防法制定の背景

の骨子は農林省（現農林水産省）であったという背景は興味深い。この背景にはGHQ獣医将校のビーチウッド博士と家畜衛生当局であった農林省畜産局衛生課（現消費・安全局動物衛生課）との関連が強く、GHQ公衆衛生福祉局軍医部准将クロフォード・エフ・サムズ局長から「狂犬病予防対策確立について」というメモランダムが寄せら

れ、それに対応して、昭和25年3月制定の家畜伝染病予防法を手本として条文構成した狂犬病予防法原案が作成された。それを当時唯一の獣医師国会議員であった原田雪松氏に議員立法として依頼したのが狂犬病予防法制定への道筋である。

(平成29年12月六史学会合同例会)

## 西東三鬼と平畑静塔らの戦争俳句

——治安維持法との関わりについて——

北野 元生

『京大俳句』の西東三鬼と平畑静塔らは昭和15年京都府高等警察に治安維持法違反の容疑で検挙される少し前まで、所謂戦争俳句を詠んで発表していた。彼らは実際に戦地に赴かず、戦場での体験もないにも拘らず、想像で嘘（フィクション）と言わざるを得ない戦争についての俳句作品を作っていたことになる。片や戦地で命のやりとりをしながら、それでも俳句を詠んでは、その俳句作品を内地に送ってくる人もかなり多かった時代である。実際に戦地を知らず、ニュース映画や新聞の記事などで知り得た知識を頭の中で掻き集め

たものを机上で弄んでいるだけだと非難され、戦地で実戦に従事している兵士に対して道義的に申し訳ないと断罪された。さらに戦後に至っても反戦平和主義一辺倒の世情の中で、彼らの戦争俳句作品が俳句作品として正統に評価されるには中々いたらなかったのである。

彼らの二人の戦争俳句作品のごく一部を挙げておくと、

「機關銃熱キ蛇腹を震ハスル」

「機關銃天ニ群ガリ相對ス」